

京都市上下水道局告示第74号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、京都市水道料金及び下水道使用料の納付に係る事務について、次の者を指定納付受託者に指定し、同法同条第2項の規定に基づき告示します。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 指定納付受託者の名称等

名称	住所
京都クレジットサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町7 31番地
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷3丁目33番地5号
トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー
イオンクレジットサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町1丁目1番地
SMB Cファイナンスサービス株式会社	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号
ユーシーカード株式会社	東京都港区台場二丁目3番2号
京銀カードサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町7 31番地
三井住友カード株式会社	大阪府中央区今橋四丁目5番15号

2 指定納付受託者として指定する日

令和5年4月1日

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)